

# 北海道教育委員会 公報

令和3年(2021年)  
2月26日(金曜日)

第6257号

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………2
- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………2
- 教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………3

### 告示

- 教育職員免許状の失効について……………3
- 令和2年度北海道教育実践表彰の表彰校及び被表彰者の決定について……………4
- 令和3年度(2021年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考の実施について……………5

### 通達・通知

- 北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について……………7

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第1号)

- 1 趣旨  
行政手続における書面規制の見直しを行い、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請に係る規定を整備するため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容  
電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請に、北海道個人情報保護条例に基づく手続を追加することとした(別表第1関係)。

条例名	手続等の根拠規定
北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)	第15条第1項 第29条第1項 第36条第1項

- 3 施行期日  
この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行することとした。

#### ◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第2号)

- 1 趣旨  
教諭等及び事務職員の標準的な職務の内容等を定めるため及び1年単位の変形労働時間制を選択的に活用できるようにするため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
  - (1) 教諭等及び事務職員の標準的な職務内容その他職務の遂行に関し必要な事項を定めるための規定を設けることとした(第6条の2関係)。
  - (2) (1)の規定を設けることに伴い所要の規定を改正することとした(第7条第1項関係)。
  - (3) 勤務時間等の根拠に、公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(以下「給特条例」という。)及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則(以下「特例規則」という。)を加えることとした(第30条関係)。
  - (4) 週休日の定義に給特条例を加えることとした(第31条第1項関係)。
  - (5) 給特条例及び特例規則に基づく勤務することを要しない時間の指定に係る規定を設けることとした(第31条の2関係)。

- 3 施行期日  
この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、附則第2項の規定は、同年3月1日から施行することとした。

#### ◆教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第3号)

- 1 趣旨  
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴い、規

定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 正規の勤務時間の定義に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第9条第1項の規定を加えることとした(第1条関係)。

(2) 所定の勤務時間の定義から北海道立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第1号)第26条第1項第3号に掲げる日を除くこととし、教育職員が給特条例第9条第1項の規定により勤務時間を定める場合の業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を定めることとした(第2条関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
 令和3年2月26日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

### 北海道教育委員会規則第1号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則(平成20年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)の項の前に次のように加える。

北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)	第15条第1項 第29条第1項 第36条第1項
---------------------------	-------------------------------

#### 附 則

この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
 令和3年2月26日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

### 北海道教育委員会規則第2号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則(昭和32年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。  
 (教諭等及び事務職員の標準的な職務内容)

**第6条の2** 教諭等(主幹教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この項において同じ。)の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が定める。

2 事務職員の校務の運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第7条第1項中「除き」の次に「、前条に基づき教育長が定める事項を参考にして」を加える。

第30条中「同条例に基づく」を削り、「規則」という。)の次に「並びに公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則(北海道人事委員会規則13-105)」を加える。

第31条第1項中「第1項」の次に「及び公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第1項」を加え、「次条」を「第32条」に、「前条」を「条例第4条第1項(ただし書を除く。)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤務することを要しない時間の指定)

**第31条の2** 公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第10条第1項

及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則第2条の規定に基づく勤務することを要しない時間の指定は、校長が行う。

**附 則**

- 1 この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 校長は、この教育委員会規則の施行の日前においても、この教育委員会規則による改正後の北海道立学校管理規則第31条第1項及び第2項の規定の例により同日以後の北海道立学校管理規則第3条第1項第2号の校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員の週休日及び勤務時間の割振りを定めることができる。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

**北海道教育委員会規則第3号**

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則(令和2年北海道教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条から第6条まで」の次に「及び給特条例第9条第1項」を加える。

第2条第1項中「各号に掲げる日」の次に「及び北海道立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第1号)第26条第1項第3号に掲げる日」を、同項第1号中「1か月について45時間」の次に「(給特条例第9条第1項の規定により勤務時間を定める場合にあつては、1か月について42時間)」を、同項第2号中「1年について360時間」の次に「(給特条例第9条第1項の規定により勤務時間を定める場合にあつては、1年について320時間)」を加える。

**附 則**

この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第10号**

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和3年2月26日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

氏 名	上 野 敦 史	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (保健体育)	平16中1第10277号	平成16年3月31日	東京都教育委員会
中学校教諭専修免許状 (保健体育)	平18中専第10346号	平成18年3月31日	
高等学校教諭1種免許状 (保健体育)	平16高1第10361号	平成16年3月31日	
高等学校教諭専修免許状 (保健体育)	平18高専第10424号	平成18年3月31日	
失効年月日	令和3年2月10日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当		

北海道教育委員会告示第11号

教育実践表彰要項(昭和44年12月23日北海道教育委員会決定)の規定に基づき、令和2年度北海道教育実践表彰の被表彰校及び被表彰者を次のとおり決定した。

令和3年2月26日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

1 学校表彰被表彰校

- 今金町立今金小学校
- 南富良野町立南富良野小学校
- 遠別町立遠別小学校
- 稚内市立稚内南小学校
- 別海町立野付中学校
- 斜里町立知床ウトロ学校
- 北海道奥尻高等学校
- 北海道旭川永嶺高等学校
- 北海道函館五稜郭支援学校

2 教職員表彰被表彰者

- 黒坂俊介(岩見沢市立南小学校 教諭)
- 清水淳(新ひだか町立高静小学校 教諭)
- 佐藤敦(松前町立松城小学校 教諭)
- 鈴木尚子(江差町立江差小学校 教諭)
- 土谷亮祐(湧別町立湧別小学校 教諭)
- 境田正吾(北見市立三輪小学校 主幹教諭)
- 尾中基浩(大空町立東藻琴小学校 主幹教諭)
- 岡久めぐみ(池田町立池田小学校 主幹教諭)
- 櫻井拓也(帯広市立稲田小学校 主幹教諭)
- 三笠裕也(北斗市立大野中学校 主幹教諭)
- 能代淳司(江差町立江差中学校 教頭)
- 阿部諭(稚内市立稚内南中学校 主幹教諭)
- 遠藤康代(幕別町立幕別中学校 教諭)
- 高橋修嗣(釧路市立北中学校 専門事務主任)
- 大山信介(別海町立野付中学校 教諭)
- 山川雄介(北海道美唄尚栄高等学校 教諭)
- 川崎知文(北海道岩見沢緑陵高等学校 教諭)
- 北村泰子(北海道札幌北陵高等学校 養護教諭)
- 南佳織(北海道倶知安高等学校 教諭)
- 高西貴幸(北海道苫小牧東高等学校 教諭)
- 島田民男(北海道静内高等学校 教諭)
- 小山靖之(北海道旭川農業高等学校 教諭)
- 本山理絵(北海道留萌高等学校 教諭)
- 林智子(北海道釧路湖陵高等学校 教諭)
- 古木憲吾(北海道千歳高等支援学校 教諭)

3 若手教職員等奨励賞被表彰者

- 黒澤恭太(滝川市立東小学校 教諭)
- 佐藤充(小樽市立銭函小学校 教諭)
- 晴山省吾(浦河町立浦河小学校 教諭)
- 藤堂彩華(旭川市立知新小学校 教諭)
- 上田ひかる(幌延町立幌延小学校 教諭)
- 沢田早生(網走市立潮見小学校 教諭)
- 越前祐太(大樹町立大樹小学校 教諭)
- 伊澤亮(羅臼町立羅臼小学校 教諭)
- 時田恵巳(島牧村立島牧中学校 養護教諭)
- 小野寺紗希(新ひだか町立三石中学校 教諭)
- 及川貴大(陸別町立陸別中学校 教諭)
- 諸田尚彦(帯広市立南町中学校 教諭)
- 荒川慶悟(釧路市立阿寒湖中学校 教諭)
- 鎌田千里(北海道札幌北高等学校 事務職員)

板橋 翔 (北海道士別翔雲高等学校 教諭)  
 李家 健 (北海道中標津高等学校 教諭)  
 古谷 太一 (北海道網走養護学校 教諭)

北海道教育委員会告示第12号

令和3年度(2021年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考を次の要項により行う。  
 令和3年2月26日

北海道教育委員会教育長 小玉 俊 宏

令和3年度(2021年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考実施要項

1 目的

この選考は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員(甲板員)	1名	実習船の甲板における業務	北海道教育庁
船員(機関員)	1名	実習船の機関における業務	渡島教育局実習船

※ 上記職種を重複して申し込むことはできません。また、申込書提出後の申込職種の変更は認めません。

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

3 採用予定日

令和4年(2022年)4月1日(既に学校等を卒業している方は、令和3年度(2021年度)中に採用する場合があります。)

4 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア 昭和37年(1962年)4月2日以降に生まれた者で、令和4年(2022年)4月1日から勤務が可能なる者

イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

ウ 採用職種に応じた要件のいずれかに該当する者

採用職種	要件
船員(甲板員)	①五級以上の海技士(航海)資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了(見込みの者を含む。)し、五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験が免除される者 ④高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業(見込みの者を含む。)し、1か月以上の乗船履歴がある者
船員(機関員)	①五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了(見込みの者を含む。)し、五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験が免除される者

エ 実習船勤務が可能なる心身ともに強健なる者

(2) 地方公務員法第16条各号(次のアからエまで)のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で

破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験方法

- (1) 筆記試験(作文)
- (2) 口述試験(個別面接)

6 試験の日程及び会場

- (1) 期日 令和3年(2021年)5月19日(水)

10:15	集合
10:30~12:00	筆記試験(作文)
12:00~13:00	休憩
13:00~	口述試験(個別面接)

- (2) 会場 北海道函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島合同庁舎4階403号会議室

7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局企画総務課あて提出してください。

(1) 申込書類

- ア 北海道教育委員会職員(船員)採用選考申込書(所定の様式)
- イ 高等学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法に規定する高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを証明する書類
- ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関するいずれかの証明書類(下表参照)

(ア) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員(甲板員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(航海))
船員(機関員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関))

(イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員(甲板員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し</li> <li>・船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者…課程修了(見込)証明書</li> <li>・高等学校設置基準第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業(見込みの者を含む。)し、1か月以上の乗船履歴がある者…卒業(見込)証明書、単位修得(見込)証明書及び乗船証明書(乗船証明書の証明印は、代表者(所属長)の職印)</li> </ul>
船員(機関員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し</li> <li>・船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者…課程修了(見込)証明書</li> </ul>

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4判が入る大きさ)を同封し、10の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	令和3年(2021年)2月26日(金)から 令和3年(2021年)4月30日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	令和3年(2021年)4月30日(金)の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

## 8 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

次の金額は、令和3年(2021年)4月1日現在における新卒者の場合の例です。

学 歴	初任給	諸 手 当
大学卒	228,500円	期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	199,100円	
高校卒	175,200円	

※ 初任給は採用者の経歴などを考慮の上、決定されます。

## 9 その他

- (1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 試験結果は、試験終了後7日以内に受験者に通知します。
- (3) 申込後に、本試験を受験しないこととなった場合は、その旨10の問合せ先に連絡してください。
- (4) 採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

## 10 申込先及び問合せ先

〒041-8557

函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

電話 0138-47-9579(直通)

---

## 通 達 ・ 通 知

---

教 高 第 2 8 1 2 号  
令和3年(2021年)2月26日

各 教 育 局 長  
各 道 立 高 等 学 校 長 様  
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について(通達)

北海道立高等学校教育課程編成基準(令和元年11月7日教育委員会決定)の一部を別記のとおり改正し、令和3年(2021年)4月1日から施行しますので、取扱いに当たっては適切に行うようにしてください。

〔 学校教育局高校教育課高校教育指導係 〕  
〔 学校教育局高校教育課キャリア教育指導係 〕

## 別記

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

(令和3年2月24日教育委員会決定)

北海道立高等学校教育課程編成基準(令和元年11月7日教育委員会決定)の一部を次のように改正する。

別記1の2に次の1号を加える。

## (20) 工業技術科

工業技術に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、工業に関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。

別記1の8及び9を次のとおり改める。

## 8 理数に関する学科の目標

理数科

様々な事象に関わり、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方などを働かせ、数学的活動や観察、実験などを通して、探究するために必要な資質・能力を育成する。

---

9 体育に関する学科の目標

体育科

体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力を育成する。

附 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。